

豊中市ウクライナからの避難者への生活支援等に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年2月24日以降のロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者に対して、豊中市が行う生活支援等について必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 生活支援等を受けることができる者は、次にあげる要件をすべて満たす者とする。

- (1) ウクライナ避難民として日本国政府が受け入れた者
- (2) 本市の住民基本台帳に記載のある身元保証人を頼って避難してきた者であって、初めての居住地（ホテル等の一時的な滞在を除く）が本市であり、かつ、本市の住民基本台帳に記載のある者。
- (3) これまでに第3条に規定する生活支援等を受けたことのない者

(生活支援等の内容)

第3条 生活支援等の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 生活準備一時金（1人あたり16歳以上16万円、15歳以下8万円 1回限り）
- (2) 生活費の支給（1人あたり12歳以上2,400円/日、11歳以下1,200円/日 毎月1回払い 最大24月間）
- (3) 生活必需品の支給（生活する上で事前準備が必要なもの）
- (4) 健康支援（健康診断等）
- (5) 住まい探しの支援
- (6) 通訳支援
- (7) 日本語教育支援
- (8) その他市長が認めるもの

2. 生活費の支給において、国又は他の自治体等から同等の支援金の支給を受けている場合は、支給金額から控除のうえとする。また、令和5年6月に成立した出入国管理及び避難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者に認定された者または申請中の者であって、生活支援金が支払われる場合は、原則として支給しない。

(支給申請等)

第4条 生活準備一時金の支給を受けようとする者は、支給申請書兼請求書（様式第1号-1）に必要な書類を添えて、本市に避難した日の翌日から2月以内に世帯の代表者が市長に提出しなければならない。

2 生活費の支給は、本市に避難した日の翌日から起算して24月分とし、支給を受けようとする月の前月末日までに支給申請書兼請求書（様式第2号-1）に必要な書類を添えて世帯の代表者が市長に提出しなければならない。ただし、避難した月分の申請期限は、この限りでない。

3 前条第1項第3号から8号の生活支援等を受けようとする者は、別途必要な手続きを行うものとする。

(支給決定等)

第5条 市長は、生活準備一時金の申請があったときは、その内容を確認し、支給の可否を決定し、支給決定通知書（様式第1号-2）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 生活費の申請があったときは、その内容を確認し、支給の可否を決定し、支給決定通知書（様

式第2号-2)により当該申請をした者に通知するものとする。

(支給等)

第6条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、速やかに支給するものとする。

2 生活準備一時金の支給は、現金支給による。また、生活費の支給は、現金または申請者への口座振込による。

(資格の喪失等)

第7条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、支給を受ける資格を失う。

(1) 第4条第1項及び第2項に規定する期限までに支給の申請を行わないとき。

(2) 豊中市外へ転出したとき。

2 前項第2号の事項が発生した場合は、市に報告しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により支給を受けたとき。

(2) 前条第1項第2号に該当すると認められるとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(一時金等の返還)

第9条 市長は、前条の規定により一時金等の支給の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該受給者に対し、一時金等の額の全部又は一部に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

(様式第 1 号ー 1)

豊中市ウクライナからの避難者への生活支援等に関する実施要綱における

生活準備一時金支給申請書兼請求書

豊中市長あて

年 月 日

次のとおり、生活準備一時金の支給を申請します。

(世帯の代表者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所		国 籍	
電話番号			
メール			

(同一世帯の支給対象者がいる場合)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
代表者との関係		国籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
代表者との関係		国籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
代表者との関係		国籍	

(請求額)

16歳以上：16万円 15歳以下：8万円

	円
--	---

(身元保証人)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所		国 籍	
電話番号			
メール			

(添付書類)

- ・支給対象者全員のパスポート等の写し（国籍及び出入国記録がわかるもの）
- ・身元保証人の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・身元保証人の本人確認書類（運転免許証等）

＊生活準備一時金または生活費のどちらかの請求時に提出済の場合は、不要です。

(様式第1号ー2)

豊中市ウクライナからの避難者への生活支援等に関する実施要綱における

生活準備一時金支給決定通知書

年 月 日

様

次のとおり、生活準備一時金の支給を決定します。

豊中市長 長 内 繁 樹

(世帯の代表者・支給対象者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所		国 籍	

(支給対象者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
支給決定者 との関係		国 籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
支給決定者 との関係		国 籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
支給決定者 との関係		国 籍	

(決定額)

16歳以上：16万円 15歳以下：8万円

円

(様式第2号-1)

豊中市ウクライナからの避難者への生活支援等に関する実施要綱における

生活費支給申請書兼請求書

豊中市長あて

年 月 日

次のとおり、生活費の支給を申請します。

(世帯の代表者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所		国 籍	
電話番号			
メール			

(同一世帯の支給対象者がいる場合)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
代表者との関係		国籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
代表者との関係		国籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
代表者との関係		国籍	

(支給対象期間)

今回対象期間：	年	月	日	～	年	月	日
(全対象期間：	年	月	日	～	年	月	日)

(請求額)

12歳以上：2,400円／日 11歳以下：1,200円／日

円

(振込口座)

金融機関名	銀行 信用金庫		本店 支店					
預金種別	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

*記載のない場合は、現金で支給します。

(身元保証人)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所		国 籍	
電話番号			
メール			

(添付書類)

- ・支給対象者全員のパスポート等の写し（国籍及び出入国記録がわかるもの）
- ・身元保証人の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・身元保証人の本人確認書類（運転免許証等）
- ・在留カードの写し又はウクライナ避難民であることの証明書の写し（発行次第）

*生活準備一時金または生活費のどちらかの請求時に提出済の場合は、不要です。

(様式第2号-2)

豊中市ウクライナからの避難者への生活支援等に関する実施要綱における

生活費支給決定通知書

年 月 日

様

次のとおり、生活費の支給を決定します。

豊中市長 長 内 繁 樹

(世帯の代表者・支給対象者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所		国 籍	

(支給対象者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
支給決定者 との関係		国籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
支給決定者 との関係		国籍	
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
支給決定者 との関係		国籍	

(支給対象期間)

今回対象期間：	年	月	日	～	年	月	日
(全対象期間：	年	月	日	～	年	月	日)

(決定額)

12歳以上：2,400円/日 11歳以下：1,200円/日

円